



## 安全データシート (SDS)

## 1. 化学品及び会社情報

昭和化学株式会社  
東京都中央区日本橋本町4-3-8  
担当  
TEL(03)3270-2701  
FAX(03)3270-2720  
緊急連絡 同上  
改訂日 2024/07/08  
SDS整理番号 13333250

製品等のコード : 1333-3250、1333-3230  
製品等の名称 : よう化水銀 ( ) 黄色 (よう化第一水銀, 黄色)  
推奨用途 : 試薬  
使用上の制限 : 推奨用途以外の用途へ使用する場合は化学物質専門家等の判断を仰ぐこと



## 2. 危険有害性の要約



## GHS分類

物理化学的危険性  
可燃性固体 : 区分に該当しない  
自然発火性固体 : 区分に該当しない  
健康に対する有害性  
皮膚腐食性/刺激性 : 区分2  
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 : 区分2A  
特定標的臓器毒性 (単回ばく露) : 区分1 (神経系)、  
区分3 (気道刺激性)  
特定標的臓器毒性 (反復ばく露) : 区分2 (腎臓)

注意喚起語 : 危険

## 危険有害性情報

皮膚刺激  
強い眼刺激  
神経系の障害  
呼吸器への刺激のおそれ  
長期又は反復ばく露による腎臓の障害のおそれ

## 注意書き

## 【安全対策】

粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーの吸入を避けること。  
取扱い後は、よく手を洗うこと。  
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。  
屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。  
保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。

## 【応急措置】

吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。  
皮膚に付着した場合: 多量の水と石鹸で洗うこと。  
眼に入った場合: 水で15分以上注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。  
ばく露した場合: 医師に連絡すること。  
気分が悪い時は、医師の診察、手当を受けること。  
皮膚刺激が生じた場合: 医師の診察、手当を受けること。  
眼の刺激が続く場合: 医師の診察、手当を受けること。

汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。

【保管】

日光を避け、容器を密閉し冷暗所に施錠して保管すること。

【廃棄】

内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

(注) 物理化学的危険性、健康に対する有害性、環境に対する有害性に関し、上記以外の項目は、現時点で「区分に該当しない(分類対象外も該当)」又は「分類できない」である。

### 3. 組成及び成分情報

|             |   |
|-------------|---|
| 化学物質・混合物の区別 | : 化学物質  |
| 化学名、製品名     | : よう化水銀( ), 黄色<br>(別名) よう化第一水銀 黄色、黄色ヨードコウ、二ヨウ化二水銀<br>(英名) Mercury( ) iodide, yellow,<br>Dimercury diiodide (EC名称) |
| 成分及び含有量     | : よう化水銀( ), 99.0%以上<br>水銀(Hg)含量 = $99.0 \times 200.59 / 327.49 = 60.6\%$  |
| 化学式及び構造式    | : HgI or Hg <sub>2</sub> I <sub>2</sub> 、構造式は上図参照(1ページ目)。   |
| 分子量         | : 327.49  |
| 官報公示整理番号    | 化審法: 未設定<br>安衛法: 未設定  |
| CAS No.     | : 15385-57-6  |
| EC No.      | : 239-409-6   |
| TSCA        | : 未登録   |
| 危険有害成分      | : よう化水銀( )  |

### 4. 応急処置

|                  |   |
|------------------|---|
| 吸入した場合           | : 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。<br>気分が悪い時は、医師の治療を受ける。   |
| 皮膚に付着した場合        | : 直ちに、汚染された衣類、靴などを脱ぐ。<br>皮膚を多量の水と石鹸で洗う。<br>皮膚刺激などが生じた時は医師の手当を受ける。   |
| 目に入った場合          | : 直ちに、流水で15分以上注意深く洗う。次に、コンタクトレンズを着用して容易に外せる場合には外して洗うこと。洗浄を続ける。まぶたを指でよく開いて、眼球、まぶたの隅々まで水がよく行き渡るように洗浄する。<br>目の刺激が持続する場合は、医師の診断、治療を受ける。                 |
| 飲み込んだ場合          | : 口をすすぎ、うがいをする。<br>牛乳、卵白を飲ませ、指を喉に差し込んで吐かせる。<br>意識がない時は、何も与えない。<br>気分が悪い時は、医師の治療を受ける。  |
| 予想される急性症状及び遅発性症状 | : 急性中毒症状として、「重篤な肺水腫、肝臓の酵素増加、肝腫大と軟化」、「ラ音、肝臓腫大、急性腎不全」、「心電図のP波の消失、QRS部分の延長、T波の増高」、「骨格筋の変性」、「アルブミン尿、無尿、尿毒症」がある。<br>慢性症状として、「易刺激性、いらだち、不眠、頻脈と血圧上昇」が見られる。 |

### 5. 火災時の措置

|             |   |
|-------------|---|
| 適切な消火剤      | : この製品自体は燃焼しない。<br>消火剤の限定はない。<br>周辺火災の種類に応じた消火剤を用いる。<br>粉末消火剤、二酸化炭素、泡消火剤、散水など     |
| 使ってはならない消火剤 | : 棒状放水(本品があふれ出し、生物への有害性、環境汚染を拡大するおそれがある。)   |
| 特有の危険有害性    | : 火災中に酸化又は熱分解し、刺激性又は毒性のガス、ヒュームを発生する可能性がある。  |
| 特有の消火方法     | : 危険でなければ火災区域から容器を移動する。<br>移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。<br>火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。 |
| 消火を行う者の保護   | : 有毒ガス等の接触を避けるため、消火作業の際は風上から行い、<br>空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。                             |

### 6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置  
: 漏洩区域は、関係者以外の立入りを禁止する。

|                         |  |
|-------------------------|--|
| 環境に対する注意事項<br>回収、中和     | : 漏洩エリア内に立入る時は、保護具を着用する。<br>風上から作業し、粉じん、蒸気、ガスなどを吸入しない。<br>粉じんが飛散する場合は、水噴霧し飛散を抑える。<br>密閉された場所に立入る時は、事前に換気する。<br>: 河川、下水道、土壌に排出されないように注意する。<br>: 漏洩物を掃き集め、密閉できる空容器に回収する。<br>: 漏洩物が飛散する場合は、水を散布し湿らしてから回収する。<br>回収した漏洩物は、後で産業廃棄物として適正に処分廃棄する。<br>後処理として、漏洩場所は大量の水を用いて洗い流す。 |
| 封じ込め及び浄化の方法<br>二次災害の防止策 | ・機材<br>: 危険でなければ漏れを止める。<br>: 事故の拡大防止を図るため、必要に応じて関係機関に通報する。<br>排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。  |

7. 取扱いおよび保管上の注意

|                  |   |
|------------------|---|
| 取扱い<br>技術的対策     | : 本製品を取扱う場合、必ず保護具を着用する。<br>粉じん、ミスト、蒸気、ガスの発生を防止する。<br>粉じんの堆積を防止する。   |
| 局所排気・全体換気        | : 作業場には囲い式フードの局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設置する。   |
| 安全取扱い注意事項        | : すべての安全注意を読み理解するまで取扱わない。<br>屋外又は換気の良い場所でのみ使用する。<br>容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。<br>この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。<br>取扱い後はよく手を洗う。 |
| 接触回避<br>保管       | : 湿気、水、高温体との接触を避ける。   |
| 技術的対策            | : 保管場所は耐火構造とし、出入口は施錠する。<br>保管場所は、採光と換気装置を設置する。  |
| 保管条件             | : 光のばく露や高温多湿を避けて保管する。<br>光のばく露により容易に分解するため、容器は遮光する。<br>乾燥した場所に保管する。<br>容器を密閉して換気の良い冷暗所に保管する。<br>施錠して保管する。<br>混触危険物質、食料、飼料から離して保管する。     |
| 混触危険物質<br>容器包装材料 | : 情報なし<br>: ガラス、ポリプロピレン、ポリエチレンなど  |

8. ばく露防止及び保護措置

|   |   |
|---|---|
| 管理濃度<br>許容濃度 (ばく露限界値、<br>日本産衛学会<br>ACGIH) | : 0.025mg/m <sup>3</sup> (Hgとして)<br>生物学的ばく露指標):<br>0.025mg/m <sup>3</sup> (Hgとして)<br>TLV-TWA 0.025mg/m <sup>3</sup> (Hgとして; 皮膚) |
| 設備対策                                      | : 作業場には囲い式フードの局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設置する。<br>この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置する。   |
| 保護具<br>呼吸器の保護具<br>手の保護具<br>眼の保護具          | : 呼吸器保護具 (防じんマスク) を着用する。<br>: 保護手袋 (塩化ビニル製、ニトリル製など) を着用する。<br>: 保護眼鏡 (普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型) を着用する。                             |
| 皮膚及び身体の保護具                                | : 長袖作業衣を着用する。<br>必要に応じて保護面、保護長靴を着用する。   |
| 衛生対策                                      | : この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。<br>取扱い後はよく手を洗う。<br>作業衣を家に持ち帰ってはならない。  |

9. 物理的及び化学的性質

|  |  |
|--|--|
| 物理状態<br>性状<br>色<br>臭い<br>pH<br>融点<br>凝固点 | : 粉末<br>: 黄色～黄褐色<br>: データなし<br>: データなし<br>: 259<br>: データなし |
|--|--|

|                 |  |
|-----------------|--|
| 沸点              | : 354  |
| 引火点             | : 不燃性  |
| 可燃性             | : 不燃性  |
| 爆発範囲            | : 爆発性なし  |
| 蒸気圧             | : データなし  |
| 相対ガス密度 (空気 = 1) | : データなし  |
| 密度又は相対密度        | : 6.27 g/cm <sup>3</sup> (20 )                                 |
| 比重              | : データなし  |
| 溶解度             | : 水またはエタノールにほとんど溶けない。<br>アンモニア水に溶ける。<br>よう化カリウム溶液に溶ける (水銀を遊離)。 |
| オクタノール/水分配係数    | : データなし  |
| 発火点             | : 発火性なし  |
| 分解温度            | : データなし  |
| 粘度              | : データなし  |
| 動粘度             | : データなし  |
| 粒子特性            | : データなし  |
| <b>GHS分類</b>    |  |
| 可燃性固体           | : 本品は不燃性であることから、区分に該当しないとした。                                   |
| 自然発火性固体         | : 本品は不燃性であることから、区分に該当しないとした。                                   |
| 自己発熱性化学品        | : 本品は不燃性であることから、区分に該当しないとした。                                   |

10. 安定性及び反応性

安定性 (反応性・化学的安定性)

|            |  |
|------------|--|
|            | : 通常の取扱条件下において安定である。<br>感光性がある。<br>光のばく露により容易に分解し金属水銀とヨウ化水銀(Ⅱ)を生成する。<br>よう化カリウム溶液に溶けて、水銀を遊離する。 |
| 危険有害反応可能性  | : 強熱すると有害な酸化水銀(Ⅰ)の煙霧およびガスを発生する。  |
| 避けるべき条件    | : 光、高熱   |
| 混触危険物質     | : データなし  |
| 危険有害な分解生成物 | : 火災時に有毒な水銀酸化物やよう化物を放出する。  |

11. 有害性情報

【よう化水銀( )と相違し、本製品は毒劇法で毒物除外されているので、危険有害性がやや弱い。  
分類にあたり、酸化水銀( )の情報を参考にした】

よう化水銀( )として、

|                  |   |
|------------------|---|
| 急性毒性             | : 経口 分類できない。<br>経皮 分類できない。<br>吸入 (蒸気) 分類できない。<br>吸入 (粉じん) 分類できない。   |
| 皮膚腐食性/刺激性        | : ICSC(J) (2000) に、「発赤。眼、皮膚、気道を刺激する。」との記載がある。刺激の程度は不明であるため、区分2あるいは3と考えられる。<br>しかし、安全性の観点から、区分2と分類した。<br>皮膚刺激 (区分2)  |
| 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 | : ICSC(J) (2000) に、「発赤。眼、皮膚、気道を刺激する。」との記載がある。刺激の程度は不明であるため、区分2A-2Bと考えられる。<br>しかし、安全性の観点から、区分2Aと分類した。<br>強い眼刺激 (区分2A)  |
| 呼吸器感作性           | : 分類できない。   |
| 皮膚感作性            | : 既存分類情報によれば、本物質を特定したものではないが、<br>日本職業・環境アレルギー学会特設委員会は水銀を皮膚感作性がある物質、<br>日本産業衛生学会は水銀 (注) を皮膚感作性物質「第1群」に分類していることから、区分1と判断した。<br>(皮膚感作性)アレルギー性皮膚反応を引き起こすおそれ (区分1)<br>注) 「当該物質自体ないしその化合物を示すが、感作性に関与するすべての物質が同定されているわけではない。」という但し書きがある。 |
| 生殖細胞変異原性         | : 分類できない。   |
| 発がん性             | : 区分に該当しない。<br>なお、EPA(1995)でC、ACGIH (2001) でA4 (金属水銀及び無機水銀化合物として)、IARC (1993) でGroup 3 (金属水銀及び無機水銀化合物として) に分類されている。   |
| 生殖毒性             | : EHC 118 (1991)の記述から、母動物での一般毒性のみられない用量で、次世代に奇形がみられていることにより、区分1Bとした。<br>生殖能または胎児への悪影響のおそれ (区分1B)  |

特定標的臓器毒性  
(単回ばく露)

: ヒトについて、乳児に対する限定された報告であるが経皮経路で「不全片麻痺、全身性筋硬直、筋振戦、先端疼痛の徴候、昏睡」(CICAD 50 (2003))との記載があり、ICSCに「眼、皮膚、気道を刺激する」(ICSC (J) (2001))の記載があることから神経系が標的臓器であり、気道刺激性も有すると思われた。  
以上より分類は区分1(神経系)、区分3(気道刺激性)とした。

【注記】

なお、無機水銀の毒性について、「無機水銀への経口暴露による死因は、腎不全、心血管虚脱、および重症の消化器障害とされている。これらの症例中もっとも一般的な所見は消化管の病変と腎不全である。無機水銀への暴露はヒトにネフローゼ症候群を誘発するようである。」(CICAD 50 (2003))の記載がある。

特定標的臓器毒性  
(反復ばく露)

: ICSC(J)に「腎臓に影響を与え、腎臓障害を生じることがある。」(ICSC (J) (2001))との記載があることから腎臓が標的臓器と考えられた。ICSCはpriority2であり分類は区分2(腎臓)とした。

【注記】

なお、無機水銀の毒性について、「無機水銀への経口暴露による死因は、腎不全、心血管虚脱、および重症の消化器障害とされている。これらの症例中もっとも一般的な所見は消化管の病変と腎不全である。無機水銀への暴露はヒトにネフローゼ症候群を誘発するようである。」(CICAD 50 (2003))の記載がある。

誤えん有害性

: 分類できない。

12. 環境影響情報

生態毒性

水生環境有害性 短期(急性) : 分類できない。  
水生環境有害性 長期(慢性) : 分類できない。

残留性・分解性

: データなし

生物蓄積性

: データなし

土壤中の移動性

: データなし

オゾン層への有害性

: 本品はモントリオール議定書の附属書にリストアップされていないため、分類できないとした。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物

: 関連法規ならびに地方自治体の基準に従って廃棄する。  
都道府県知事などの許可(収集運搬業許可、処分業許可)を受けた産業廃棄物処理業者に、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付して廃棄物処理を委託する。  
廃棄物の処理にあたっては、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。  
特別管理産業廃棄物のため、廃棄においては特に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の特別管理産業廃棄物処理基準に従うこと。  
本製品を含む廃液及び洗浄排水を直接河川等に排出したり、そのまま埋め立てたり投棄することは避ける。

汚染容器及び包装

: 内容物により汚染された容器及び包装材は、関連法規の基準に従って適切に処分する。  
空容器を廃棄する場合は、内容物を除去した後、産業廃棄物処理業者に処理を委託する。

14. 輸送上の注意

緊急時応急処置指針番号 : 151

国際規制

海上規制情報 (IMO/IMDGコードの規定に従う)

UN No. : 2025  
Proper Shipping Name : MERCURY COMPOUNDS, N.O.S  
Class : 6.1 (毒物)  
Sub risk : -  
Packing Group :  
Marine Pollutant : Yes (該当)  
Limited Quantity : 5kg

航空規制情報 (ICAO-TI/IATA-DGRの規定に従う)

UN No. : 2025  
Proper Shipping Name : MERCURY COMPOUNDS, N.O.S  
Class : 6.1  
Sub risk : -

Packing Group :  
 国内規制  
 陸上規制情報 (特段の規制なし)  
 海上規制情報 (船舶安全法/危険物船舶輸送及び貯蔵規則/船舶による危険物の運送基準等を定める告示に従う)  
 国連番号 : 2025  
 品名 : 水銀化合物 (固体)  
 クラス : 6.1  
 副次危険 : -  
 容器等級 : -  
 海洋汚染物質 : 該当  
 MARPOL73/78付属書II及びIBCコードによるばら積み輸送の有害液体物質の汚染分類 : 非該当  
 少量危険物許容量 : 5kg  
 航空規制情報 (航空法/航空法施行規則/航空機による爆発物等の輸送基準を定める告示に従う)  
 国連番号 : 2025  
 品名 : 水銀化合物 (固体)  
 クラス : 6.1  
 副次危険 : -  
 等級 : -  
 少量輸送許容量 : 10kg  
 特別の安全対策 : 輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。  
 食品や飼料と一緒に輸送してはならない。  
 重量物を上積みしない。  
 必要に応じ移送時にイエローカードを運搬人に保持させる。

15. 適用法令

労働安全衛生法 : 名称等を表示すべき危険物及び有害物  
 (政令番号 第315号「水銀及びその無機化合物」、  
 対象重量%は 0.3)  
 (政令番号 第606号「沃素及びその化合物」、対象重量%は 1)  
 名称等を通知すべき危険物及び有害物  
 (政令番号 第315号「水銀及びその無機化合物」、  
 対象重量%は 0.1)  
 (政令番号 第606号「沃素及びその化合物」、対象重量%は 1)  
 (令別表第9)  
 令和7年4月1日から、  
 名称等を表示すべき危険物及び有害物  
 (政令番号 第14号「水銀及びその無機化合物」、  
 対象重量%は 0.3)  
 (政令番号 第32号「沃素及びその化合物」、対象重量%は 1)  
 名称等を通知すべき危険物及び有害物  
 (政令番号 第14号「水銀及びその無機化合物」、  
 対象重量%は 0.1)  
 (政令番号 第32号「沃素及びその化合物」、対象重量%は 1)  
 (令別表第9)  
 特定化学物質等 第2類物質、管理第二類物質  
 (特定化学物質等障害予防規則第2条第1項第2, 5号)  
 作業環境評価基準  
 皮膚等障害化学物質等及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の  
 使用義務物質  
 ・特化則等の特別規則「水銀及びその無機化合物、対象重量%は 1」  
 (安衛則第594条の2)  
 化学物質排出把握管理促進法 (PRTR法)  
 : ・種別 「第1種指定化学物質」  
 ・政令番号 「1-272」  
 ・管理番号 「237」  
 ・物質名称 「水銀及びその化合物」  
 毒物及び劇物取締法 : 非該当  
 消防法 : 非該当  
 船舶安全法 : 毒物類・毒物  
 航空法 : 毒物類・毒物  
 水質汚濁防止法 : 有害物質 (施行令第2条)  
 「水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物」

|  |   |
|--|---|
| <p>排水基準: 0.005mg/L(Hg), 不検出(アルキル水銀化合物)</p> <p>土壌汚染対策法</p>                            | <p>: 第2種特定有害物質<br/>「水銀及びその化合物」</p>  |
| <p>溶出量基準値: 0.0005mg/L(Hg), 不検出(アルキル水銀化合物)<br/>含有量基準値: 15mg/kg(Hg)</p> <p>大気汚染防止法</p> | <p>: 水銀等「水銀及びその化合物」<br/>有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質 / 優先取組物質<br/>「水銀及びその化合物」</p>  |
| <p>輸出貿易管理令</p>   | <p>: 輸出承認品目(別表第2の35-3-1)<br/>ロッテルダム条約附属書 上欄に掲げる化学物質<br/>「水銀化合物」<br/>キャッチオール規制(別表第1の16)<br/>HSコード: 2852.10<br/>第28類 無機化学品<br/>・輸出統計番号(2024年1月版): 2852.10-000<br/>「水銀の無機又は有機の化合物(化学的に単一であるかないかを問わないものとし、アマルガムを除く。)<br/>- 化学的に単一のもの」<br/>・輸入統計番号(2024年4月1日版): 2852.10-299<br/>「水銀の無機又は有機の化合物(化学的に単一であるかないかを問わないものとし、アマルガムを除く。)<br/>- 化学的に単一のもの<br/>- 2 無機化合物及びその製品: (3)その他のもの: その他のもの」</p> |

16. その他の情報

(注) 本品を試験研究用以外には使用しないで下さい。

|      |   |                            |
|------|---|----------------------------|
| 参考文献 | 化学物質管理促進法PRTR・MSDS対象物質全データ                                    | 化学工業日報社                    |
|      | 労働安全衛生法MSDS対象物質全データ   | 化学工業日報社(2007)              |
|      | 化学物質の危険・有害便覧  | 中央労働災害防止協会編                |
|      | 化学大辞典   | 共同出版                       |
|      | 安衛法化学物質   | 化学工業日報社                    |
|      | 産業中毒便覧(増補版)   | 医歯薬出版                      |
|      | 化学物質安全性データブック   | オーム社                       |
|      | 公害と毒・危険物(総論編、無機編、有機編)   | 三共出版                       |
|      | 化学物質の危険・有害性便覧   | 労働省安全衛生部監修                 |
|      | Registry of Toxic Effects of Chemical Substances NIOSH CD-ROM |                            |
|      | GHS分類結果データベース   | nite(独立行政法人 製品評価技術基盤機構) HP |
|      | GHSモデルMSDS情報  | 中央労働災害防止協会 安全衛生情報センター HP   |

このデータは作成の時点における知見によるものですが、必ずしも十分ではありませんし、何ら保証をなすものではありませんので、取扱いには十分注意して下さい。なお、この安全データシート(SDS)はJIS Z 7253:2019に準じ作成しています。